

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年11月12日（平成30年（行情）諮問第503号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第398号）

事件名：性教育（不妊教育）に使用するテキストの開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「性教育（不妊教育）に使用するテキスト（課題解決，問題集約等を含む）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「健康な生活を送るために（平成30年度版）【高校生用】」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年9月3日付け30受文科初第1242号により，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は，「健康な生活を送るために（平成30年度版）【高校生用】」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき，下記2記載の理由により開示したところ，審査請求人から，文書の特定に誤りがあるとして審査請求がなされたところである。

#### 2 本件対象文書の特定について

当該行政文書開示請求書には，「性教育（不妊教育）に使用するテキスト（課題解決，問題集約等を含む。）」及び「保健体育に使用する教科書，副読本」と記載されていた。このことから，まず，テキストが教科書，副読本であると推察したところ，教科書は一般に販売されている書籍である

ため、法が定める行政文書には当たらないことから、副読本が対象になると思料した。これらのことを踏まえると、「性教育の中で、不妊に関する教育内容が記載されている保健体育で使用する副読本」が本件請求文書に該当すると考え、原処分を行った。

なお、諮問に当たり改めて執務室、書庫等を探索したが、本件請求文書に該当する文書は見つからなかった。

### 3 原処分にあたっての考え方について

文部科学省においては、本件請求文書に該当する文書は、本件対象文書のほかに存在しないため、原処分に係る決定を行ったところであり、原処分は妥当と考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月17日 審議
- ④ 平成31年1月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、審査請求人が本件開示請求のために来庁した際に、本件請求文書であるテキストとはどのような文書を想定しているのか質問し、審査請求人から「保健体育に使用する教科書、副読本」を想定している旨の回答を得た。

イ そうすると、教科書及び教科書会社が作成している副読本は、一般に販売されている書籍であるため、法2条2項に定める行政文書には該当せず、文部科学省で作成している副読本が本件請求文書の対象となると考えられるところ、性教育の中で、不妊に関する教育内容が記載されている保健体育で使用する副読本で、かつ、文部科学省が作成しているものは本件対象文書のみであったことから、本件対象文書を特定した。

ウ また、諮問に際し、改めて、行政文書ファイル管理簿において本件

開示請求に該当すると考えられる文書を検索するとともに、執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司